

平成26年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年2月21日（金曜日）

平成26年2月21日（金） NOSAI長野会館6階大会議室

午後2時10分 開会、開議

午後3時24分 閉議、閉会

出席議員（10名）

5番	大平 巖
7番	尾島 勝
8番	伊藤泰雄
10番	久保田幸治
11番	中村了治
12番	瀧澤壽美雄
13番	根橋俊夫
14番	下平豊久
15番	下起幸一
16番	久保田三代

欠席議員（5名）

1番	牧野光朗
2番	三木正夫
3番	小口利幸
6番	島田茂樹
9番	小林治男

欠 員（1名）

4番

説明のために出席した者

広域連合長	藤原忠彦
副広域連合長	花岡利夫
副広域連合長	羽田健一郎
事務局長	久保淳一
資格管理課長	村山 卓
給付課長	上垣外浩之
総務係長	立岩政知
企画財務係長	高嶋健児
資格管理係長	太田雅史
保険料係長	兒玉雅人
給付係長	大塚 隆
システム係長	赤羽裕幸

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 大澤重信

議会事務局書記 清水清志

議事日程

- 会期の決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸般の報告
- 一般質問
- 議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例
理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 長野県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
以上3件一括上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第6号 平成26年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第7号 平成26年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第8号 平成25年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
理事者説明
質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

午後 2時10分 開会

議長（尾島勝君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまのところ、出席議員数は10名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより平成26年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○ 会期の決定

議長（尾島勝君） これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○ 会議録署名議員の指名

議長（尾島勝君） 次に、会議録署名議員を指名申し上げます。

8番伊藤泰雄議員、14番下平豊久議員の2名を指名いたします。

○ 諸般の報告

現金出納検査結果及び定期監査結果

議長（尾島勝君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、議場配付しましたとおり、監査委員において平成25年10月から12月分までの各月における現金出納検査及び平成25年度定期監査が実施され、その結果について議長あてに報告がありましたので、写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○ 広域連合長あいさつ

議長（尾島勝君） ここで定例会の招集に当たり、藤原広域連合長からあいさつがございました。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 本日、2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、このたびの県下全域に及ぶ豪雪により、農業生産者など甚大な被害を受けられた皆様や、また不自由な生活を強いられている皆様、また除雪等の対応に追われている構成団体各位に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。

さて、平成26年度厚生労働省予算案によりますと、一般会計における後期高齢者医療制度関係助成費は、前年度に比べまして2,728億円、率にいたしまして6.1%の増で4兆7,440億円が盛り込まれております。

このうち、その取り扱いが注目されておりました低所得者に係る均等割の9割軽減や8.5割軽減、所得割の5割軽減、さらに旧被扶養者に係る9割軽減を内容とする特例措置につきましては、政府・与党が26年度も継続することを決定しております。そのための国費は811億円が、これまでのように補正予算ではなく、当初予算に計上されたこともあって、医療費の増加見込み分3.8%の増加を加え、本制度関係助成費全体は引き続き高い伸びと

なっているものであります。

また、もう1点注目しなければならないのが、制度運営の財政リスクに対応するため、国、都道府県、広域連合で3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置されている財政安定化基金の負担金が大幅に減額となったことであります。これは国が当初、全国ベースで2,000億円規模まで基金を積み増す方針であったものでございますが、全国平均で99%を超える高い保険料収納率などを背景として、現在の1,000億円規模で対応可能との判断により、標準拠出率を25年度までの0.09%から、26、27年度は0.044%にまで引き下げることを決定したことによるものであります。

広域連合では前回の保険料改定に際しまして、保険料の増加抑制に資するため県知事要望を行いまして、拠出率をそれまでの0.05%から標準拠出率0.09%へ引き上げた経過があったわけでありましたが、拠出率は引き上げ前の水準以下に抑制されることとなったものであります。

次に、今議会で条例改正をお願いしております保険料改定につきまして申し上げます。新たな保険料率の算定作業は8月の厚生労働省通知によりまして開始し、2回の試算及び国への報告を行った後に、年明けの1月に最終となる3回目の試算と報告を行っております。

長野県の1人当たり医療費は、額としては依然として低い水準にあるものの、その伸び率は全国平均を上回る高い水準にありまして、加えて、消費税率引き上げに伴う若干の診療報酬改定もある中で、保険料の増加抑制に向けまして剰余金の活用はもちろんのこと、今回が増加抑制のための取り崩しは最後とされている財政安定化基金の活用に関してもできる限りの抑制となるよう、長野県と入念に協議を行ってきたものであります。

その結果、1人当たりの保険料は年額5万3,101円、年間の増加額は2,550円となりました。増加率にいたしまして、前回は若干下回る5.04%に抑制できたものであります。

なお、この増加率は1月29日に政令が公布され、4月1日から実施となります均等割保険料の2割・5割の軽減対象者拡大後の数値となっております。

次に、医療費適正化に向けた取り組みについて申し上げます。

医療費の伸び率が全国平均を上回る状況の中で、今回の保険料改定は、増加抑制策を講じて何とか前回並みの増加率に抑制することができるわけでありましたが、次回、28年、29年度の保険料改定時には、財政安定化基金の活用は困難なことが想定されることから、医療費の増加抑制そのものに対する取り組みが一段と重要になってまいります。

このため、医療費適正化事業の取り組みに一層注力してまいりの方針でありまして、医療費通知書、そしてまたジェネリック医薬品差額通知については、これまでと同様に推進するとともに本年度にモデル事業として開始いたしました重複・頻回受診等訪問指導業務に対しては、効果検証を含めまして事業の拡大を図ってまいります。

本日、提出いたしました案件は、長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例のほか7件であります。詳細につきましては、別途御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜るようお願い申し上げます。

以上開会に当たりまして、一言ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 一般質問

議長（尾島勝君） 日程に従いまして、一般質問に入ります。

通告がありましたので、質問を許します。

13番根橋俊夫議員。

13番（根橋俊夫君） 13番、根橋でございます。それでは通告に従いまして、2点について質問をさせていただきます。

最初に、後期高齢者医療制度のあり方ということでございます。

さて、この年金給付額が切り下げられる一方で、消費税が4月から8%に引き上げられようとしております。消費税引き上げを何としてもストップしたいと求める国民運動が盛り上がっているさなかに、後期高齢者医療制度の保険料は多くの都府県で引き上げ案が相次いで示されております。本県の場合、先ほど御説明ありましたように引き上げは平均2,550円ですが、東京都などでは4,118円の引き上げというふうに報道をされております。

後期高齢者医療制度が6年経過いたしました。発足当時は75歳という年齢で一律に線引きをして、医療費が増加すれば自動的に保険料も引き上がっていく制度に対して国民から厳しい批判がなされ、こうした事態を受け、民主党政権は廃止を表明をしたところ。その後、自民党政権になり、本制度は継続実施になりましたけれども、このように本制度は二転、三転してきたのが現状であります。

今回の保険料改定に当たっては、厚労省は財政安定化基金の拠出率を大幅に引き下げるとともに、保険料の軽減対策に対する動きに対しては、先の短い高齢者に金を使うなどの圧力をかけていることが明らかとなっております。本制度には重大な欠陥があることが明確になってきたのではないかとこのように思います。

すなわち一つには、先ほど述べましたように、医療費が増加すれば保険料が自動的にどこまでも引き上がってしまう仕組みであり、保険料の負担を軽減する制度の拡充を図っても、結局、保険料の絶対額というのは、いずれ家計負担の限界を超えて、生活に困難を抱える高齢者が増大してしまう、こういうふうになるからであります。

二つには、仮に百歩譲って今の制度運営というものを前提とした場合でも、例えば26年度予算編成に当たって保険料を抑制するためのこの理事者の皆さんの努力、これは極めて大きいものだというふうに思うわけですが、もともとこの乏しい財政安定化基金を取り崩しての軽減対策が精いっぱいなところで、ほかにこの保険料を抑制する、していくという、トータルとして抑制していくための具体的な方策というものは残念ながらないというように思われる点であります。

以上のような点から、本制度は廃止をして、以前の制度に戻した上で、この先進諸国の大半が国民全ての医療費を無料化している、こういうことに学んで、抜本的な見直しを行っていくことが必要と考えおるところであります。

また、当広域連合の運営に関して、過去に私、一般質問において幾つかの質問や提言を行ってまいりましたけれども、理事者の皆さん、職員の皆さんも県及び市町村からの寄せ集めにならざるを得ず、正規のプロパー職員もいないというようなことから、人員配置の面で知識や経験等を蓄積をして業務を継続していくということが非常に困難な制度になっているということでもあります。

こうしたことはとりわけこの広い長野県では、理事者の皆さん、職員の皆さんにとっても多大な負担が強いられておりました。執行体制、事務体制とともに限界に来ているので

はないかというふうに感じております。幸い、藤原連合長は全国町村会長を務められておりまして、地方行政に関して全国的にも主導的な立場におられますので、この当該制度のあり方等につきまして、政府等に対して積極的に発言していただければと期待する一人でございます。

以上の点について、連合長としてどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

大きな2番目の、この後期高齢者医療制度運営協議会についてであります。このことにつきましては、本年も広域連合の設置要綱に基づき、後期高齢者医療制度の運営に関する事項について、被保険者、保険医、保険薬剤師、学識経験者、その他の関係者の意見を聞き、円滑な運営に資することになっておりますけれども、26年度から27年度に係る運営に関しては運営協議会に諮ることなく、今議会に議案が提案をされております。私が知る限り、この間は運営協議会を開催することが通例でありましたし、そのことは広く県民の意見を聞いて制度を運営するためには必要なことであると認識しておりましたけれども、今回開催しなかったのは何か特別の事情でもあったのか、この理由についてお伺いいたします。

また、先ほど述べましたように、高齢者に関する医療制度についてはさまざまな意見があると思われるし、また県下の市町村においてもさまざまな取り組みがあると思われまます。当広域連合にとって広く県民の意見を真摯に聞いて、今後の運営に生かしていくことは極めて大切なことと思われまますが、この運営協議会の今後の運営についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上であります。

議長（尾島勝君） それでは答弁をお願いします。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 根橋議員さんの御質問にお答えをします。私からは一つ目の後期高齢者医療制度のあり方についてをお答えをし、二つ目の後期高齢者医療制度運営協議会については事務局長からお答えをいたします。

初めに、後期高齢者医療制度には重大な欠陥があり、老人保健制度に戻すべきであるとの御見解のうち、まず今回の保険料の改定に際しまして、保険料増加抑制のため、本来の軽減策以外の剰余金の活用や財政安定化基金の取り崩しを行っているのは、1人当たりの医療費の伸び率が著しい状況の反映であり、保険料の改定率を一定水準に保とうとした場合、医療費の増加率そのものの鈍化がなければ、いかなる制度を用いても特別な抑制策が必要となるものと考えております。

次に、執行体制であります。事務体制については広域連合と普通地方公共団体との間に組織的な相違は確かにございますが、実務的にはそれに伴う不都合を生じさせることのないよう、業務マニュアルの整備等に努めております。また、現行制度継続の方向性が明確に示され、社会保障制度改革国民会議の検討結果を踏まえまして、今議会において職員定数条例の一部を改正する条例を上程しております。職員体制の拡充を図るとともに、組織体制の一部見直しを行って安定的な制度運営について努めてまいり所存であります。

なお、国民健康保険の都道府県化の動向によっては、本制度の組織体制に影響が生じてくる可能性があるため、この動きを注視していかなければいけないと思っております。

いずれにいたしましても、後期高齢者医療制度は老人保健制度における課題を解消し、

持続可能な制度とするため、長い年月をかけて検討し、創設された制度でありますとともに、現時点では被保険者に定着した制度となっておりますので、制度継続の方向は妥当なものと考えております。

また、先ほど全国町村会等を通じて国に制度の未整備分については訴えていったらどうかということではありますが、これについても私も現実、連合長として非常に不都合な点も感じておりますし、また議員さんが言われたように、制度の抜本改正という民主党政権時代に11回に及ぶ見直しの審議会がありまして、ずっと出ておりました。そういう点も含めまして、今後、制度のより充実して被保険者に対するサービスがしっかりできるような方向を常に国に訴えていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

議長（尾島勝君） 久保事務局長。

事務局長（久保淳一君） それでは、私のほうから後期高齢者医療制度運営協議会についてお答えいたします。

本運営協議会は、平成20年の制度開始前、平成19年6月に設置され、後期高齢者医療制度の運営に関する事項について被保険者、保険医、保険薬剤師、学識経験者その他の関係者の意見を聴き、もって制度の円滑な運営に資するため、後期高齢者医療制度運営協議会を置く要綱で定められております。

これは広域連合の当時の構成市町村議会において、保険者機能が身近な市町村国保から県単位の広域連合となることに対し、被保険者の意見が広域連合に届きにくくなるのではないかという懸念から請願されたもので、この意見を聞く場の設置は任意であり、現在は全ての広域連合に設置をしておりますが、制度設立当時は47都道府県で設置を決めたのは長野県を含む16都道府県でありました。

昨年度までは制度廃止を前提に開催しておりましたが、このたび国からの技術的助言や制度の存続が明確となったことを受け、さらに幅広い意見をお伺いするため、定員の見直しを行い、新たに保険者の代表として協会けんぽとけんぽ連の2名の方を加え、14名の委員体制でこの11月に運営協議会を開催したところでございます。

その会議の中で、重複・頻回受診者訪問指導やジェネリック医薬品の利用率向上等の医療費の適正化事業などに建設的な御意見や提言を賜りました。保険料改定につきましては、事務局より前回改定時の状況と今回改定にかかわる医療給付費の推移、高齢者負担率のアップ、消費税増税に伴う診療報酬改定の見込み、それから剰余金、財政安定化基金の扱いなどを踏まえ、保険料率の引き上げが必要になるのではないかというような現状と今後の改定に向けてのスケジュールを報告させていただきました。

その会議が11月でしたが、その12月と1月に新保険料率の試算を厚生労働省に報告し、今回の定例議会での条例改正となっているため、2回目の運営協議会の開催は見送ることといたしました。

議員さん御指摘のとおり、運営協議会はさまざまな立場の方の御意見を広く聞く場と捉え、またその御意見を効果的に事業に反映させるため、予算編成前に開催するのが望ましいのではないかということから、今後とも適切な時期に積極的に運営協議会を開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（尾島勝君） 13番根橋俊夫議員。

13番（根橋俊夫君） 二、三、再質問させていただきます。

最初に制度のあり方につきましては、連合長も現状を当然掌握された上でやっぱり国のほうへということで、ぜひ期待をしているわけですけれども、特に前段の私の個人的な意見といいますか、これは非常に大きな話で、国会レベルで議論していただくことですので、これ以上あれなんですけど、ただ、私の知る限りやはり先進諸国、日本よりもGDPがはるかに少ない国においても、この医療費あるいは介護にかかわる負担というのはもっと実際上ゼロに近い形で運営されているわけで、なぜ日本でそういうことができないのかということが非常に大きな疑問であり、県民の中にもどうしてこんなに日本という国はこうなんだというのかということが理解できないという点で、非常にこれは税制改正、これは多面的な話になってしまいますけれども、そういう意味ではぜひ地方のこの実情というのをやっぱり霞ヶ関にきちんと届けていただいて、やはり実のある議論を前進させていただきたいということで、これ要望ですが、お願いをしたいと思います。

特にそういう中でもう1回、先ほども全協の中で質問させていただきましたけれども、この拋出率がですね、ざっと半分になってきているということ。これは本来は財政安定化基金という、その本来の目的に沿った形で説明がされているんですが、その一方ではもう現状どうにもならないということで各都県とともにここをやっぱり切り崩していかない限り、この保険料の負担、保険料の軽減の財源がないという矛盾に陥っているわけですけれども、当面、こういったことについても拋出率のあり方ですかね、この辺についてちょっと連合長としてはどのように考えているのか、1点お聞きしたいと思います。

2点目の今の運営協議会につきましては、拡充をしていくということですので、ぜひそういうことで。特にお願いいたしたいのは、この間、医療費の適正化で県下でも進んだ取り組みがされている市町村の取り組みというものを県下に広げていくという点では、春の担当者会議を通じてというような話もありましたけれども、ぜひこの協議会のほうにそういったところでやっぱり場を生かしていただいて、やはり関係者のそういった認識になるような取り組みをお願いしたいと思うわけですけれども、局長のほうでその辺についてはどんなふうにお考えになっているのか、この2点について再質問をさせていただきます。

議長（尾島勝君） 藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） もともと医療費が天文学的に伸びているということでありまして、国民負担と医療費の格差がどんどん大きくなっているということで、それを埋めるために基金で補填しましょうということでありまして、その格差の増大が予想以上に伸びているということでありまして、今後、この基金の拋出率がどんどん下がってくるということは大きな問題かと思えます。また基金そのものが確保されないということになりますと、これは大変なことになるかと思えます。

もう一つは、私はこれは常に自分の考えとしても言っておりますが、軽減措置が全く今いつやめてしまうかわからないという、全く永久に担保される制度になっていないということですのでございます。ですから、暫定的にやっている軽減措置でありますので、これを何とか安定化させなければいけないと思っております。ですから、そういうことについて国費を投入すべきだということと、今回、社会保障のために消費税が上がってくるわけです。ぜひ社会保障のために今後上げるべき消費税は、絶対そちらに回してもらおうということをしつかり政府に言っていかなければいけないと思っております。特に社会保障制度改革国

民会議等も都市型の議員が非常に多い、それから都市部の組織が多いという中で、地方や山村側の意見が非常に通りにくいわけであります。そういうところでしっかり意見を言っていきたいと思ひますし、そういう点では連合としてもこれから国に向かって実務的な問題等しっかり言っていくべきではないかと思ひておりますので、またその点については議会としてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（尾島勝君） 久保事務局長。

事務局長（久保淳一君） 運営協議会の拡充等について御質問でございますけれども、24年度、25年度も市町村の担当職員との意見交換会、24年度は13町村、今年度は今週松本市さんで最後やりますが、20町村。来年度からも引き続き、当面3年と思ひたんですけれども、継続して20前後の市町村を毎年回って歩いて率直な意見交換をさせていただきたい、継続してやっていきたいと思ひております。

それから、今年度やりました意見交換会の中で、例えば適正化の特に目立ったような取り組み、効果が上がっているような取り組みがあれば、そういうようなものもホームページに載せるということで、今、済みませんがホームページをリニューアルしておりまして、3月に当広域連合のホームページが新しくなります。そこに市町村のページがございまして、市町村の担当職員がそこで情報交換、見られるような形で今考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから運営協議会の開催ですが、そこへも積極的にやった事業の効果ですとか、そういうものをまた発表したりしてですね、1回と言っているわけではございませんので、来年度の保健事業等の何か新しいものを例えば考えなきゃいけないというようなことであれば、複数回開催しても全然構いませんので、そういう広く県民の意見を聞く場が重要だと思ひておりますので、適宜開催してまいりたいと思ひております。

議長（尾島勝君） 以上をもちまして、一般質問は終了いたします。

○ 議案第1号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（尾島勝君） 続いて、議事に入ります。

議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、これを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

久保事務局長。

事務局長（久保淳一君） 議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定に基づきまして、平成26年度及び平成27年度の保険料率を定めることに伴い、改正するものであります。

主な内容といたしましては、まず、平成26年度、27年度の保険料率につきまして、所得割率を0.0810と被保険者均等割額を4万347円と定め、同法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を55万円から57万円に引き上げるとともに、被保険者均等割額の軽減のうち5割軽減の基準額については、24万5,000円に世帯に属する被保険者数を乗じる際、世帯主を除いて計算していたものを世帯主を含めて計算することとし、また2割軽減の基準額については、世帯に属する被保険者数に乘じる額を35万円から45万円に

引き上げるにより、軽減対象の拡充を実施するため、改定するものでございます。

以上、条例の議案の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（尾島勝君） 以上で説明は終わりにいたします。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結しまして、討論に入ります。討論ございませんか。

中村了治議員。

11番（中村了治君） 11番中村了治であります。私はただいま議題になっております議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に反対する立場で討論したいと思います。

この後、議案第7号におきまして審議されるわけでありますが、その骨格をなすこの保険料の改定になるわけでありますが、その前提でありますから、この1号議案のところでしっかり反対を表明をするわけでございます。

まず、今回の保険料改定は2,550円、率にしまして5.04%増の年平均額5万551円から5万3,101円に値上げするものであります。もしも増加抑制策をとらなかった場合であります。試算してみますと5万5,190円、率で9.18%増になるということであり。そこでこの剰余金と基金を算入することによりまして、前期並みの増加率に抑制されたわけでございますが、この点につきましては連合の理事者の皆さんの努力は認めるわけでございます。

しかしですね、この問題はこの制度の宿命的な欠陥であります。先ほども質疑のところにありましたけれども、私は先の11月議会で保険料の改定問題で減額か、せめて据え置きぐらいはすべきではないかと要望し、質問いたしたわけであり。ます。

そこで、少なくとも据え置きにした場合の試算をしてみますと、2,550円掛ける約32万人の被保険者数であります。2年間分にしますと約16億円になると思うのであります。そして27年度の基金残高が18億円でございますから、16億円を取り崩しますと基金が2億円しか残らないというような結果になるかと思うのであります。これでは今後さまざまなリスクに対応することはできない。これは自明の理であります。このように国が制度の存続を決めて、財政面でも自主性が発揮できない制度はもはや限界に来ているのではないかと思います。

そこで、例えば東京都の例でありますけれども、1人当たりの平均で年4,118円現行比の4.4%増の値上げが決まっておりますし、平均保険料額が約年9万7,098円にもなるというわけであり。京都でも同じような試算の中で5,868円の値上げとなる。このような形でさまざまな形で値上げの幅がでてきておりますが、いずれにしろ、全国の多くの広域連合では値上げをせざるを得ないと、こういった事態が起きていつているわけであり。ます。

御案内のように高齢者の年金は引き下げられますし、4月からは消費税増税、さらにはこの介護保険料の値上げ、これによって家計は直撃されるわけであり。ます。その上さらにこの後期高齢者医療保険の増額ということで、ますます厳しい生活を強いられるという状況が予測されるわけであり。ます。

このように保険料が2年ごとに値上げを繰り返すのは、この医療制度が75歳以上人口と医療費の増加に応じて保険料が自動的に引き上げられる仕組みになっているからであります。しかも、厚生労働省、先ほどもお話がございましたが、国、都道府県の拠出と保険料が財源の財政安定化基金を保険料軽減に活用しようとする動きに対しては、先の短い高齢者に金を使うなど圧力をかけているようでありまして、そのことが日本共産党の小池晃、田村智子参議院議員の国会での追及で明らかになったわけであります。こうした厚労省の姿勢は私は許せないと思うわけであります。私どもが一貫して御案内のように高齢者を差別するこの制度の廃止を主張してまいっております。この制度はもう廃止するしかないのではないのでしょうか。この制度は存続する限り保険料が増加し続けるという重大な欠陥があります。そのことを指摘し、保険料を値上げするこの本議案に反対を表明いたしまして、討論といたします。よろしく願いいたします。

議長（尾島勝君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔多数挙手〕

議長（尾島勝君） 挙手多数でありますので、賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 議案第2号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（尾島勝君） 続きまして、議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

久保事務局長。

事務局長（久保淳一君） 議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは、被保険者数の増加や医療費適正化対策事業及びチェック体制強化に係る業務等の増加に対応し、もって後期高齢者医療制度の安定運営に資するため、広域連合の職員定数を27人から29人に改定するものでございます。

以上、条例の議案の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（尾島勝君） 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全 員 挙 手]

議長（尾島勝君） 全員挙手でございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 議案第3号、議案第4号及び議案第5号 3件一括上程、理事者説明、
質疑、討論、採決

議長（尾島勝君） 続きまして、議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例、議案第4号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第5号 長野県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

久保事務局長。

事務局長（久保淳一君） 条例改正につきまして、議案第3号から議案第5号まで3件一括して御説明申し上げます。

まず、議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例については、情報公開に係る不服申し立て等に関する手続きを整備し、不服申し立てに関する調査審議機関として情報公開審査会を設置するために、必要な事項を定めるために改定するものでございます。

次に、議案第4号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例については、個人情報に係る不服申し立て等に関し、救済手続きを整え、救済機関としての個人情報保護審査会を設置するために、必要な事項を定めるために改定するものでございます。

また、議案第5号 長野県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、議案第3号、第4号の情報公開審査会及び個人情報保護審査会の設置に係る両審査会委員の報酬を月額7,000円と定めることに伴い、改定するものでございます。

以上、3件の条例の議案について説明を申し上げます。

以上、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（尾島勝君） 以上で説明を終わります。

初めに、議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（尾島勝君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全 員 挙 手]

議長（尾島勝君） 全員挙手であります。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（尾島勝君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全 員 挙 手]

議長（尾島勝君） 全員挙手であります。よって全員賛成と認めます。本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 長野県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（尾島勝君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全 員 挙 手]

議長（尾島勝君） 全員挙手であります。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 議案第6号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（尾島勝君） 続いて、議案第6号 平成26年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

久保事務局長。

事務局長（久保淳一君） 議案第6号 平成26年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

一般会計予算の1ページをお開きください。

第1条予算総額は歳入歳出それぞれ7億5,696万5,000円と定め、第2条一時借入れの最高

額を、その約1割の8,000万円と定めております。

2ページの第1表歳入歳出予算をお開きいただきまして、歳入をごらんください。

1款分担金及び負担金1項市町村負担金の7億4,149万7,000円が歳入の主なものでございまして、詳細につきましては後ほど一般会計予算説明書の該当ページで御説明いたします。

続いて、3ページの歳出をごらんください。

1款議会費は77万6,000円を計上しております。

2款総務費は3億340万円で、1項総務管理費は広域連合運営の経費として3億306万円、2項選挙費は6万2,000円、並びに3項監査委員費は27万8,000円を計上しております。3款民生費は特別会計への繰出金など、4億4,751万7,000円を計上しております。

4款公債費は27万2,000円で、一時借入金の利子を計上しております。

5款予備費は500万円を計上しております。

続きまして、歳入予算の明細を御説明いたします。黄色い中表紙の一般会計予算説明書8ページ、9ページの歳入をごらんください。

1款分担金及び負担金1項市町村負担金7億4,149万7,000円は、広域連合を構成する77市町村の事務費負担金を計上しております。

2款国庫支出金は7万1,000円で、比較欄の88万7,000円減の主なものは、根羽村、売木村、泰阜村の3村にかかわる保険料不均一賦課の補填が終了するため、国庫負担金が減額となったためでございます。

2項国庫補助金は、運営協議会経費に対する保険者機能強化事業費補助金7万1,000円でございます。

3款県支出金1項県負担金の比較欄の88万7,000円減は、先ほどと同じ保険料不均一賦課が終了するためのものでございます。

4款財産収入1項財産運用収入39万6,000円は、円滑導入基金から生じる預金利息でございます。

5款繰越金1項繰越金1,500万円は、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入は、2項雑入1,000円を計上しております。

引き続き、歳出予算の明細を御説明いたします。

10ページ及び11ページをお開きください。

1款1項1目議会費77万6,000円は、議会運営に係る1節の議員報酬、9節の費用弁償のほか、必要な経費を計上しております。

2款1項1目一般管理費は3億302万1,000円で、11ページの3節時間外勤務手当525万円、1枚めくっていただきまして、13ページの14節事務室賃借料813万2,000円、19節派遣職員給与費等負担金2億5,596万8,000円が主なもので、職員2名増等により一般管理費は約1,400万円増となっております。

12ページの2目公平委員会費3万9,000円は、委員報酬、費用弁償を計上しております。

2項1目選挙管理委員会費6万2,000円は、同じく委員報酬、費用弁償等を計上しております。

3項1目監査委員費27万8,000円は、委員報酬、費用弁償を計上しております。

14ページをお開きいただいて、3款民生費1項老人福祉費1目老人福祉費は4億4,751万7,000円で、15ページの28節繰出金の事務費分が主なものでございまして、特別会計の事務費

分の減少で前年より約1,500万円減少しております。

4款1項1目利子27万2,000円は、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上しております。

5款1項1目予備費は、500万円でございます。

続きまして、16ページをお開きください。

給与費明細書を御説明申し上げます。特別職は62人分、98万1,000円計上しております。先ほど条例改正で御決定いただいた審査会委員10名の増を予定しております。

17ページの管理職を除く一般職25人を対象に時間外勤務手当を525万円計上しております。前年度より2名増えましたが、残業がその分減るものとして303万円減額しております。

続きまして、18ページをお開きください。市町村負担金一覧表を御説明いたします。

表頭でございますように、均等割10%、人口割45%、高齢者人口割45%で、市町村の負担金額を算出した表でございます。

18ページの長野市から20ページの栄村まで市町村の負担金一覧表でございます。

以上、一般会計予算の議案を説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（尾島勝君） 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全 員 起 立〕

議長（尾島勝君） 起立全員でございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 議案第7号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（尾島勝君） 次に、議案第7号 平成26年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

久保事務局長。

事務局長（久保淳一君） 議案第7号 平成26年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

特別会計予算の1ページをごらんください。

第1条、予算総額は、歳入歳出それぞれ2,518億3,940万7,000円と定めております。

第2条、一時借入れの最高額を100億円と定めております。

第3条、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合には、同一款内の各項の間で流用することができるものと定めております。

2ページの第1表歳入歳出予算をお開きいただきまして、歳入をごらんください。

1款市町村支出金の420億9,800万7,000円、2款国庫支出金826億5,973万4,000円、3款県支出金208億9,773万5,000円及び4款支払基金交付金1,030億299万2,000円が歳入の主なものでございまして、詳細については後ほど特別会計予算説明書の該当ページで御説明申し上げます。

続いて、3ページの歳出をごらんください。

1款総務費4億2,527万1,000円は、後期高齢者医療制度を施行、運営するための事務経費を計上しております。

2款保険給付費は2,501億3,964万5,000円で、1項療養諸費は療養給付費等及び審査支払手数料として2,467億4,754万5,000円、2項高額療養諸費は23億6,800万円、3項その他医療給付費は葬祭費として10億2,410万円を計上しております。

3款県財政安定化基金拠出金1億1,124万5,000円は、県が造成する基金への拠出金でございます。

4款特別高額医療費共同事業拠出金6,581万3,000円は、特に高額な医療費について全国の広域連合間で財政調整する共同事業への拠出金でございます。

5款保健事業費6億5,458万5,000円は、市町村が健康診査事業及び人間ドック等を実施する事業に対して、広域連合が補助する経費等を計上しております。

6款公債費1,698万7,000円は、一時借入金の利子を計上しております。

7款諸支出金2,010万円は、保険料の過誤納金を還付する場合の償還金等でございます。

8款予備費は、4億576万1,000円を計上しております。

続きまして、歳入予算の明細を御説明いたします。黄色い中表紙の特別会計予算説明書8ページ及び9ページの歳入をごらんください。

1款市町村支出金1項市町村負担金420億9,800万7,000円は、療養給付費等に充てるための保険料、保険基盤安定分及び療養給付費負担金でございます。

2款国庫支出金は826億5,973万4,000円で、1項国庫負担金は療養給付費及び高額医療費に係る負担金605億2,637万9,000円、並びに2項国庫補助金は調整交付金及び保健事業、ジェネリック医薬品の使用促進経費に対する補助金、長寿・健康増進事業に対する補助金221億3,335万5,000円を見込んでおります。

3款県支出金は208億9,773万5,000円で、1項県負担金は療養給付費及び高額医療費に係る負担金208億9,773万4,000円、並びに2項県補助金は県の基金を取り崩して保険料の増加抑制に充てるための交付金は、27年度に2年分まとめて交付される予定なので、本年度の計上額は1,000円でございます。

4款支払基金交付金1,030億299万2,000円は、療養給付費に係る現役世代からの支援金でございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金4,663万2,000円は、特に高額な医療費について財政調整のため交付されるものでございます。

6款繰入金は21億7,009万円で、1項一般会計繰入金は、1枚めくっていただきまして、事務費に充てる財源として4億4,712万1,000円、並びに2項基金繰入金は、国の特別対策によ

る保険料軽減の補填に充てる財源としての円滑導入基金繰入金17億2,296万9,000円を計上しております。

7款繰越金は、9億6,100万5,000円を計上しております。

8款諸収入は321万2,000円で、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項預金利子320万8,000円、並びに3項雑入として3,000円を見込んでおります。

引き続き、歳出予算の明細を御説明いたします。12ページ及び13ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は4億2,527万1,000円で、後期高齢者医療制度を施行、運営するための事務経費を計上しております。主なものは、11節の保険証、パンフレット等の印刷製本費764万5,000円、12節の保険証、後発医薬品利用差額通知等の通信運搬費4,521万7,000円、13節被保険者証等作成委託料2,258万円1,000円、電算処理システム保守等委託料4,639万円7,000円、国保連合会業務委託料1億1,550万円8,000円、14節電算処理システム機器賃借料1億565万8,000円、19節の国保連合会負担金6,943万3,000円でございます。国保連合会への委託料のうちレセプト保管委託料単価が下がるなどで、一般管理費は約2,000万円の減額となっております。

2款保険給付費は2,501億3,964万5,000円で、1項療養諸費は療養給付費等及び審査支払手数料として2,467億4,754万5,000円、2項高額療養諸費は23億6,800万円で、1目高額療養費及び2目高額介護合算療養費に計上しております。

1枚めくっていただきまして、3項その他医療給付費は、葬祭費として10億2,410万円計上しております。

3款1項1目県財政安定化基金拠出金1億1,124万5,000円は、給付費の0.044%を拠出するものでございます。国、県それぞれ同額を拠出しております。

4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金6,561万3,000円は、1件400万を超えるレセプトの200万円を超える部分について、全国の広域連合で拠出して財政調整するものでありまして、2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金20万円はその事務費に係る拠出金でございます。

5款1項1目健康診査費4億8,378万5,000円は、市町村が実施する健診事業に対する補助金を計上しております。2目その他健康保持増進費1億6,000万円は、人間ドック、肺炎球菌ワクチン接種等の長寿・健康増進事業交付金の経費を見込んでおります。

2項1目医療費適正化推進事業費1,080万円は、重複・頻回受診者等訪問指導業務の調査対象地域を拡大し、継続する経費として計上しております。

6款1項1目利子1,698万7,000円は、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上しております。

16ページをお開きいただきまして、7款1項1目保険料還付金2,000万円は、過誤納金を還付する場合の償還金でございます。2目還付加算金10万円は、還付に期間を要した場合の加算金を計上しております。

8款1項1目予備費は、4億576万1,000円でございます。

続きまして、18ページをお開きください。

市町村負担金一覧表を御説明いたします。療養給付費負担金及び保険料等負担金はいずれも療養給付費等に充てるためのものでございます。

療養給付費負担金は、各市町村の被保険者の療養費のうち、現役並み所得者の給付費を除いた一般被保険者の給付費の12分の1に相当する額でございます。

保険料等負担金は、各市町村の被保険者から徴収する保険料（B）と低所得者の保険料軽減賦課に係る保険基盤安定分（C）の合計でございます。

18ページの長野市から19ページの栄村まで、77市町村の負担金額はごらんのとおりでございます。

以上、特別会計の議案の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（尾島勝君） 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑に入ります。

根橋議員。

13番（根橋俊夫君） 13番、根橋です。1点質問させていただきます。

説明書の15ページの長寿・健康増進事業交付金1億6,000万ということですのでけれども、新年度これ何か新しいメニューといたしますか、新規事業というような何か組み込まれているのかどうかということと、もしこれが途中で増額というか上回った場合、増額の場合はこれは補正で対応できるのかどうか、その点。

議長（尾島勝君） 久保事務局長。

事務局長（久保淳一君） お答え申し上げます。新規事業はちょっと考えておりません。それから、この事業いっぱいいっぱいなものですから、非常に増えたということで実績があってもちょっとなかなか増やすという状況にはありません。よろしく願いいたします。

議長（尾島勝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

中村議員。

11番（中村了治君） 11番、中村了治でございます。この第7号議案、今出ておりますが、先ほどの第1号議案でいろいろと述べました。同じ趣旨でございますし、整合性をとるといって反対を表明して討論とさせていただきます。

以上でございます。

議長（尾島勝君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔多数起立〕

議長（尾島勝君） 起立多数であります。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 議案第8号、上程、理事者説明、質疑、討論、採決

議長（尾島勝君） 次に、議案第8号 平成25年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢

者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

久保事務局長。

事務局長（久保淳一君） 議案第8号 平成25年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

特別会計補正予算の1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出それぞれ13億3,358万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,536億941万9,000円とするものと定めております。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をお開きください。

歳入の2款国庫支出金を700万9,000円増額し、6款繰入金を2万円増額し、7款繰越金を13億2,655万3,000円増額するものでございます。

3ページの歳出は、5款保健事業費を702万9,000円増額し、8款予備費を13億2,655万3,000円増額するものでございます。

続きまして、予算の明細を御説明いたします。黄色い中表紙の補正予算説明書の8ページ、9ページをお開きください。

歳入の2款2項3目長寿・健康増進事業費補助金700万9,000円の増額は、長寿・健康増進事業について市町村の申請見込額を集計したところ、当初予算額を超えたため、国庫補助金を増額するものです。

6款2項1目円滑導入基金繰入金2万円の増額は、特別対策広報等事業交付金の財源となる基金からの繰入額を計上するものでございます。

7款1項1目繰越金13億2,655万3,000円の増額は、前年度剰余金を確定額とするため計上するものです。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出の2款1項療養諸費は、2目訪問看護療養費1億1,752万9,000円の増額に対し、同額を1目療養給付費から減額するものでございます。

5款1項2目その他健康保持増進費702万9,000円の増額は、市町村に対する長寿・健康増進事業交付見込みが当初予算額を超えたために計上するものでございます。

8款1項1目予備費の13億2,655万3,000円の増額は、繰越金の確定に伴うものでございます。

以上、特別会計補正予算の議案の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（尾島勝君） 以上で説明を終わります。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（尾島勝君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[全 員 起 立]

議長（尾島勝君） 全員起立でございますので、全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（尾島勝君） 以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで定例会閉会に当たりまして、藤原広域連合長からごあいさつがございます。

藤原広域連合長。

広域連合長（藤原忠彦君） 2月定例会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日提出いたしました案件につきましては、原案どおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本日御決定いただきました新保険料につきましては、被保険者の皆様の御理解を得られるよう周知徹底を図りまして、円滑な事業運営に努めてまいります。また、医療費適正化に向けた取り組みにつきましても、これまでも増して事業の推進を図ってまいり所存であります。

今回の豪雪によりまして、今もって相当の積雪量となっておりますが、暦の上では既にもう立春も過ぎ、雨水も過ぎまして、三寒四温の言葉のとおり寒暖を繰り返しながら春の訪れをそこかしこに感じられる季節が巡ってくるかと思えます。

各市町村におかれましては予算議会が控えておりますので、議員の皆様には健康に十分御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

議長（尾島勝君） 以上をもちまして、平成26年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 3時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 尾 島 勝

署名議員 伊 藤 泰 雄

署名議員 下 平 豊 久